

議会運営等に関する申し合わせ

令和元年8月 江田島市議会

江田島市議会運営等に関する申し合わせ

○会議規則関係

条	条文見出し	申し合わせ事項
第2条	欠席の届出	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議（委員会）に出席できないときは、開議日の前日までにその旨文書で議長（委員長）に届け出る。 やむを得ないときは、当日電話等によることができる。 2 会議に遅参するときには、開議時刻30分前までにその旨電話等で議長（事務局）に連絡する。 3 会期中、閉会中を問わず、公用、私用のため3日間以上本市を離れるときは、所定の届出書を議長（事務局）へ提出する。また、電話によることもできる。
第4条	議席	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般選挙後、最初の会議における仮議席は、当選回数少ない順とし、（当選回数同じの場合は、年齢の若い順）臨時議長が指定する。 2 議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が仮議席に準じて指定する。その際、議長を最終番号とし、副議長は市議会議員当選回数と年齢に応じた議席番号とする。 3 議長の辞職に伴う選挙において選出された議長の議席は最終番号とし、解職した議長の議席は、市議会議員当選回数と年齢に応じた議席番号に変更する。 4 副議長の辞職に伴う選挙において選出された副議長及び解職した副議長の議席は、市議会議員当選回数と年齢に応じた議席番号とする。 5 会議に出席した場合、自己の議席の氏名標を起こし、会議が終わったときは倒すものとする。
第9条	会議時間	<p style="text-align: center;">開議時刻は原則午前10時とし、定刻3分前には、自己の議席に着席するものとする。</p>

条	条文見出し	申し合わせ事項
第14条	議案の提出	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長提出の議案は、原則として開会1週間前までに議員に送付する。 2 あらかじめ送付できなかった議案は、議会事務局において議席に配布する。
第23条	延会の場合の議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 議事日程の順序、作成は、議長と協議の上、議会事務局長において作成する。 2 議事が終わらなかったため延会したときは、その事件は、原則として他の事件に先行して次の会議日の議事日程に記載する。
第29条	投票	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員は、議席順に順次登壇して、投票用紙を備え付けの投票箱に投入し、議席に復する。 2 議長又は臨時議長が投票する場合は、最後に議長席において投票する。
第31条	開票及び投票の効力	<ol style="list-style-type: none"> 1 立会人は原則として議席順によって指名する。 2 投票の効力について立会人の意見が一致しない場合は、議長の権限で決定する。 3 投票の効力について議員より異議があった場合、議長は会議に諮って決定する。
第37条	議案等の説明、質疑及び委員会付託	<ol style="list-style-type: none"> 1 議案等の委員会付託について、人事関係議案については、原則として委員会付託を省略する。 2 諸般の報告及び行政報告に対する質疑は、行わないものとする。
第39条	委員長及び少数意見者の報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長報告は、自ら作成、報告するものとする。 2 委員長報告の中で、当該委員会で集約決定された「執行に当たっての要望、意見」があった場合は、会議に諮って議会の意思として決定し、執行当局に申し入れる。

条	条文見出し	申し合わせ事項
第41条	委員長報告に対する質疑	委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることとする。また、付託された議案については執行部に質疑することはできない。
第50条	発言の許可	発言の登壇制については、質問（1回目のみ）及び委員長報告は、全て登壇して行う。以下発言は議席発言とする。
第53条	討論の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 討論に当たっては、必ず賛否を明らかにする。 2 修正案に対する討論は、原案に対する討論と併せて行う。 3 一括議題とした付議事件に対する討論については、関連議題で異議がないと認められるときは一括して行う。（例えば市道認定）
第62条	一般質問	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般質問は、原則として会期の始めに行う。 2 一般質問の通告締切は、原則として本会議初日の2週間前までとする。 3 重複する質問については、調整する。 4 一般質問の要旨は、的確な答弁が得られるよう、質問の内容を具体的かつ簡明に300字以内に要約して記載する。 5 一般質問の質問順序は、通告書の提出受付順とする。 6 一般質問時間は、答弁を含め60分間を限度とする。 7 質問の1回目は登壇して行い、再質問、再々質問は議席にて行う。 8 一般質問に対する関連質問は、許可しない。
第70条	表決関連	表決は、起立表決が原則であるが、議員から挙手表決の申入れがあった場合、議長判断で挙手表決にすることができる。（議長が確認できるまで現状維持）

区 分	項 目	申 し 合 わ せ 事 項
第 71 条	表決関連	<p>1 投票による表決で、人事案件は原則として無記名投票とする。</p> <p>2 一括議題とした議案等に対する表決は、1件ごとに採決するのが原則であるが、異議がないと認められるきは、一括して採決を行う。</p>
第 78 条	会議録の記載事項等	<p>委員会の会議録は、会議規則第78条第1項に準じた会議録を作成することとし、会議録作成のため録音する。</p>
第 81 条	会議録署名議員	<p>会議録署名議員は、会期を通じて議席の新しい順より議長が指名する。</p>
第 132 条	請願書の記載事項等	<p>正・副議長は、請願の紹介議員にならないものとする。</p>
第 134 条	請願の委員会付託	<p>1 議会運営委員会前日までに受理された請願については、会期中に委員会に付託する。</p> <p>2 議会運営委員会後又は会期中に受理した請願については、原則として次回へ保留する。(ただし、緊急の場合はこの限りではない。)</p>
第 138 条	陳情書等の処理	<p>1 陳情書、要請書等については、議会運営委員会において、必要と認めるものに限り請願書に準じて処理するものとし、その他は議長止め又は写しを議員に配布する。</p> <p>2 議会運営委員会で意見書発議が全会一致で決定された場合、原則として所管の常任委員長が提出者となり、他の議会運営委員は賛成者となる。 また、多数決で発議が決定された場合、賛成者の中から提出者を決定する。</p>

○その他

区分	項目	申し合わせ事項
その他	各委員会関連	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員会が開催される旨は、委員外の議員にも招集通知の写しを送付する。 2 議会運営委員会の結果は、各議員に周知を図る。 3 副議長は、各委員会に委員外議員として出席することとし、費用弁償を支給する。 4 『議会だより』は、議会広報特別委員会で責任を持って発刊する。なお、原稿チェック、編集、校正等については、原則として委員が行う。
	会議録の公開	委員会の会議録は、当分の間、非公開とする。ただし、時期については、議会運営委員会において決定する。
	慶弔関係等	<p>次の場合、全議員に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚（本人の結婚） ・死亡（議員本人・配偶者・議員本人の親・子） ・入院（本人 30 日以上入院加療を要する場合） ・災害（議長判断による） ・表彰（会議において議長報告する）
	正副議長の任期	<ol style="list-style-type: none"> 1 議長の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。 2 副議長の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。
	会派室	<ol style="list-style-type: none"> 1 会派室 1、会派室 2、会派室 3 及び会派室 4 の利用、使用時期等については、各会派代表者の協議により決定するものとする。 2 会派室 4 は、最大会派が使用する。 ただし、2 以上の会派において所属する議員の数が最大かつ同数である場合、会派室 4 を使用する会派、その使用時期等については、当該会派代表者の協議により決定するものとする。 3 委員会室は、会派に所属する議員の数等により、会派室 1 から会派室 3 までの利用において支障を来すと議長が認める場合に限り、各会派代表者の協議により利用することができる。 この場合において、その使用時期等についても、各会派代表者の協議により決定するものとする。

以上の申し合わせ事項に疑義が生じた場合は、その都度、議会運営委員会で調査し、全員協議会に諮り決定する。

この申し合わせは、平成22年4月1日から適用する。

この申し合わせは、平成26年1月1日から適用する。

この申し合わせは、平成26年8月19日から適用する。

この申し合わせは、平成29年8月22日から適用する。

この申し合わせは、平成30年2月6日から適用する。

この申し合わせは、平成30年9月13日から適用する。

この申し合わせは、令和元年8月26日から適用する。